



答弁者 : 050健康福祉部長

通告番号 : 4-()-

関係所属 : 健康福祉部  
衛生課

キーワード : 4 災害時におけるペット対策について

質問要旨 : 近年の東日本大震災では、多くの人命とともに多数のペットも犠牲になり、いったん避難した飼い主がペットのために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、放浪して野犬化した犬による住民への危害が危惧されたケースもあった。  
これらの経験を教訓に、本県においても「地域防災計画」に「ペットの同行避難」が明記される等、対応が進んでいると理解している。  
しかし、新型コロナウイルス感染症で防災訓練が縮小された影響もあり、ペット防災への対応が、地域によってレベル差を感じる。せっかく避難所にペットを同行できる仕組みができていても、避難所にペットを連れて行くことを知らない飼い主や、自宅が全半壊状態にもかかわらず、自宅にとどまって二次被害に遭う飼い主が現れること等を懸念する。加えて、自治会への周知が不十分であると、避難所開設者がペット受入れを断るケースも考えられる。  
県や市町は、改めて災害発生時の同行避難や平常時の備えを飼い主に啓発し、避難所におけるペットの受入れ体制整備を一層徹底し、ペットと避難所生活を送る仕組みを整えることが重要と考える。災害時のペット対策に対する県の取組を伺う。

次に、災害時におけるペット対策についてであります。

犬や猫等のペットは、「伴侶動物」とも言われ、家族の一員として身近な存在となっており、過去の震災等の経験や教訓を踏まえ、発災時には、飼い主の安全確保を第一とした上で、飼い主とペットとの同行避難が的確に実施されることが重要であります。

現在、全ての市町の地域防災計画にペット同行避難への対応が明記されており、そのうち、33市町においてペットの受入れが可能な避難所の整備が進められています。これまで、飼い主や自治会の皆様には、避難訓練や防災講習会等を通じて、同行避難に必要なペットのしつけや、ペットフード、衛生用品等の備えの啓発を進めてまいりました。

今後は、全市町、全避難所において、ペットの受入れに必要な体制が取られるよう、避難所を運営する自主防災組織等に対して、保健所職員が直接説明を行うとともに、ペット避難スペースを開設するためのマニュアルや資材を備えたスターターキットの普及等、実践を重視した取組を行ってまいります。さらに、令和7年度開設予定の(仮称)動物愛護センターでは、発災後の避難所において、鳴き声等のトラブルに対する関係者との調整や、ペット飼育のサポート等、様々な役割を担っていただくボランティアリーダーの育成にも取り組んでまいります。

県といたしましては、市町をはじめ、県獣医師会等動物関係団体や動物愛護ボランティアの皆様と連携し、飼い主とペットが安心して避難所生活を送ることができ

る体制を整備してまいります。

以上であります。